

運営会議（旧 まちの課題整理プロジェクトチーム）における
課題整理状況
(第45回 全体会 資料)
2025/12/10

分冊⑩

【分冊①～⑧に含まないまたはカテゴリ分けされていない課題】

※課題No. 下の () 内は課題提出年度

※課題に関する施策内容がさっぽろ障がい者プランに掲載、もしくはその他の事業等で取組が行われているため、一旦協議会での取組み終了とした課題。
なお取組みが継続されるものは課題引継ぎ先にて継続。

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26)	高次脳機能障害の方の中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一括的に解決に向けた方向性を整理する予定。 平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。 運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。（平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定） 	<ul style="list-style-type: none"> 第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。 福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出していた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。（No.18と26にも関連の記載あり） 運営会議（H30.12）にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第32回全体会（R1.5月）にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。 移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。 第35回全体会（令和2年12月）にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第36回全体会（令和3年6月）にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困りごとや工夫について周知するときに結果を利用するなどを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。 	主：移動 副：支援 技法・障 害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26) つづき				<p>【令和3年度】 ・第37回全体会（令和3年12月） 移動プロジェクトの成果（報告書）については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。</p> <p>【令和4年度】 ・第39回全体会結果（令和5年12月8日） 移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。 ・運営会議結果（令和5年3月16日） 「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見・取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。</p> <p>【令和5年度】 ・第40回全大会結果（令和5年6月21日） さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。 ・令和6年3月に令和6年度からのさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障がい者計画の基本施策1に「パリアフリー環境の整備」が示された。建築物のパリアフリーや移動のパリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/ ※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、パリアフリーに関する検討がすすめられた。 https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.u.html ⇒上記には協議会から提言された内容について、一部取り上げられている。</p> <p>※主カテゴリ「移動」については、一定の改善がみられたため一旦協議会としての取組み終了。副カテゴリ「ヘルパーの技術向上」については重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにて継続検討中。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
34 (H25)	○対応区によってサービスの決定内容支給量に違いがあり、どの基準により支給されているのか不透明な部分がある。 ○区によってサービス決定の違いがある現状を改善してほしい。 ○現在の福祉サービスの支給量では足りないケースが多いため、支給量の増加について札幌市において検討してほしい。 ○また国への支給量増加に対して提言を行ってほしい。 ○区分認定結果に違いがありすぎる。（手稲区5）	●各区によって福祉サービスの支給決定内容を統一してほしい（特に居宅ヘルパーの時間数） ●支給量の増加 ●申請から審査結果が出るまでの期間が空いてしまうので、ある程度の利用開始日の目安や、遡っての決定が出されるとサービス利用も早くから進められる	【課題整理済】 ・「行政の仕組み」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討中。まずは、行政の仕組みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がなかったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象としたアンケートと、区役所を訪問してのインタビューも実施し、行政の困り感のを把握と、研修などの枠組みを検討していく予定。各区地域部会で、年に1回以上行政との情報交換や悩み交換の企画開催を、地域部会連絡会で提案した。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定について論点の一つとなっている。 ・平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/documents/arikatakentoukai_ikensyo.pdf ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。 <p>【令和6年度】 「重度訪問介護の非定型による支給決定に係る個別状況調査票等作成の手引き」の一部改訂が行われた。</p> <p>※主カテゴリ「行政の仕組」については、一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組みを終了。また一部の課題内容については、重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにて継続検討中。</p>	主：行政の仕組

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
100 (H29)	視覚障がいの方に区役所から送付される書類（サービス更新のお知らせ等）について、点字印刷されたものが送付されており点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字習得されない方も多い。実際に中途視覚障がい者から「点字で書類を送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】	<p>【課題】 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。中途視覚障がい者への対応。</p> <p>【考え方される課題解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障がい=点字とせず、サービス申請時や手帳取得時に点字の習得について行政で確認、習得していない方へは電話やその他音声での情報提供をする。 ○SPコードがついていても、読み上げ機能を所持していない人がいるので、情報提供をしていく（例：認定調査時など）⇒合理的配慮の観点から必要では？ ○ただし、上記の場合役所の職員自身が機械の情報をよくわかっていないので、勉強会を開くなど必要。 ○信頼する第三者（ヘルパー？）が伝えていく等の転送システムを考える。 	<p>【課題整理済】 ○区役所の取扱い状況を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清田区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではなく、案内封筒に点字シールをはっているだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の文書を作るということまでは、時間的にも人員的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話をして隨時確認。知的障がいの方にも電話連絡をして対応。 ・点字希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と等と記載をして管理している。書類を送る時には、同じく点字シールを封筒にはつて送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字シールをはって送るということはしていない。 <p>※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされていないという場合もまれに見られるため、担当者が変わってもわかるように引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第35回全体会（令和2年12月 書面会議） 全体会構成委員より、視覚障がいの方には封筒の表に区役所から届いているものと分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたい。との意見あり。 ⇒（札幌市回答）点字シール付き封筒希望者として事前に登録いただいている方に対しては、各区保健福祉課から郵送する際に、封筒に部署名等を記載した点字シールを貼付しております。 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策3に「情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実」が示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/ <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：行政の仕組み 副：情報保障

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24)	重複障がい（肢体不自由・知的障がい）をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない。（東区7）	●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	<p>【課題整理済】 第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。</p> <p>⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく ⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置</p> <p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会 子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p>	<p>【東区との意見交換結果】 ・重心の方も（地域生活を？）求めている。社会人としてどう成長していくのか？ということを考えている。 ・障がいの重い人の大人モデルにシンポジストとなってもらい、話をしてもらうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。</p> <p>【参考】 ・平成30年度報酬改訂により、福祉型強化短期入所サービス費等を創設。</p> <p>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・令和元年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関するプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議（R2年4月・書面会議）、第34回全体会（R2年5月・書面会議）にて行なった。</p> <p>【令和2年度】 ・第34回全体会結果（R2.5.15） 重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うこととする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認19名、不承認3名。</p> <p>・協議会運営会議（R2.6月 書面会議） 運営会議の回答を受けて、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会（令和2年12月）へ報告書提出。</p> <p>・協議会運営会議（R3.3.24 リモート会議） 重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討。重複障がい者だけではなく、全体的に困り感のある重度障がい児者の課題について検討する場の設置に向ける議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。</p>	主：身体と知的の重複障害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24) つづき				<p>【令和3年度】 ・第36回全体会結果（令和3年6月） 重症心身障がい児者、重度知的障がい、強度行動障がいのある方達の本人や周囲で困っていることについて、各地域部会および専門部会から課題抽出を行うことについて承認される。各部会から課題を吸い上げたうえで、今後自立支援協議会でプロジェクト等の対応について考えていく。</p> <p>・第37回全体会結果（令和3年12月） 協議会運営会議にて、「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出依頼を行うことを確認、依頼実施している。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続出来そうなことは継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。</p> <p>※令和4年度以降の「重度障がいの方に関わる課題」については、No. 111へ記載。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4)	<p>・Aさん 重度訪問介護の支給量の問題。 2020年10月非定型の申請 元々720時間/月→775時間/月を希望した。 2021年5月31日に札幌市から結果の内示があり、720時間/月→690時間/月以下（元々の支給量から約30時間減少）</p> <p>Aさんは、両手両足が全く自分の意思で動かすことができない思い障がいを持っており、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても775時間/月が必要と判断し「個別状況調査票・週刊介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、以下の時間を削られた。</p> <p>体位交換（姿勢調整）1回5分 水分補給1回3分 その他、間接的な解除の時間数をすべて組み込めたとしても、約2.5時間となり、計画書で申請したものは2時間の乖離があるとして、結果として希望した775時間から85時間少ない690時間と判断されたため、申請を取り下げた。</p> <p>Aさんと支援者は、札幌市が主張する夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」の考え方は、実態に全く合わないと感じている。</p> <p>Aさんは、障がいからくる事情で、毎日の就寝時間は、かなり不規則であり、そこでおこる実際の介助もランダムで、常にヘルパーが付いていなくては、生活でないことを相談支援専門員も認めているが、札幌市は判断を変えていない。</p> <p>本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より減ることは、絶対に困るので、申請を取り下げて、元々の支給量を維持した。 【豊平区】</p>	<p>札幌市における、重度訪問介護の「非定型申請」に対する、支給量決定の運用に課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが滞在している時間帯のうち、「標準的な介護の実働時間」を積算することは、適切なのか。 ・重度訪問介護にしかない「見守り」とは、どういうものなのか。 <p>必要な対応の提案</p> <p>障害者総合支援法第1条の2にある基本理念にのつたり、次の①を基に②を行い、②にも役立つ③と④を行なうことを探します。特に③には、豊平区地域部会から数名の協力が可能です。①～④について、地域の取組と並行して、豊平区地域部会での取組も行いたいと考えています。</p> <p>①この課題は全市にまたがるものであり、各区での取り組み事例を収集するためのアンケート調査を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。</p> <p>また、札幌市と以下の項目の統計を共有したい。（非定型支給決定のマイナス面だけでなく、プラス面も共有したい）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の申し込み人数 ・各利用者の、元の支給量、希望支給量、結果の支給量について ・各利用者は、結果の支給量に納得しているか、困っていないか。 <p>②「非定型申請」が段階的に施行されて2年が経過したので、支給量が不足して困っていた利用者が、どのように生活が改善されたのかなどを、相談支援専門員、支援事業者、障がい当事者、審査会委員などを交えて振り返りを行い、検証を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。</p>	<p>【課題整理済】 (令和4年9月29日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の良い点、悪い点はもちろんあると思うが、携わっている人が少ないという状況がある。 ・非定型支給決定については、「見守り」と「待機」の考え方についても課題提起されている。 ・命に関わる生活を支えていくことについての研修を札幌市全体として取組み関心を持ってもらえば良いのではないか。 ・提案にある聞き取り調査の内容などについては、精査が必要になるが、具体的な内容について進めていいって良いのではないか。 <p>(令和4年11月17日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重度の方への支給量が足りない」「ヘルパーが足りない」「重度障がいへの理解不足」という課題が多く聞かれるが、検討する話題を広げすぎると収集がつかなくなってしまう。話題は絞った方がよい。 ・プロジェクトチームのような課題検討する場を立ち上げることについては、運営会議としては賛成。⇒プロジェクトチームを立ち上げるとしても、チームとして何を取り組んでいくかについては、もう少し具体的な整理が必要。 ⇒この課題について、障がい者プランへの提言をどのようにしていくのかも検討が必要。 ・重度障がいの方の検討の場を新たに設置し、また、課題については障がい者プランへの提言も行っていく。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第38回全体会結果 「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出については、令和4年9月の運営会議にて一旦、進捗確認することを共有。そのうえで抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうなことや運営会議で解決へむけての取組みを行うことについて検討していくことを確認。 ・第39回全体会結果（令和4年12月8日） 「重度障がいの方に係る課題」について、豊平区と東区の地域部会から課題が提出され、運営会議で課題整理、検討を行った結果。この課題についてプロジェクトチームの設置について進めていくことを運営会議から提案し、承認された。さらに運営会議としては、具体的なプロジェクトの活動内容について検討し、次回（令和5年度）の全体会で提案することを確認した。 ・運営会議結果（令和5年3月16日） No.41の記載と同様。 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第40回全体会結果（令和5年6月21日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームについて、活動目的、構成員、スケジュールなど全体的な内容含めて承認された。 ・第41回全体会結果（令和5年12月5日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームの活動報告。地域生活全般に関するアンケートの実施。訪問視察、研修会の企画など今後予定している活動等について報告された。 	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4) つづき	③札幌市の障がい福祉課や各区保健福祉課で支給決定に関わる方と、書面だけではなく、実際の利用者の生活を、相談支援専門員、支援事業者、審査会委員同席のもと、数件の訪問視察を実施してほしい。その際の利用者の選定には、豊平区地域部会からも数名の協力者を推薦いたします。 ④相談支援専門員、各区保健福祉課、障がい福祉課、審査会委員には、重度の障害を持つ方の介護の必要性について、よくわからないという方も多いため、利用者の実生活を知るための研修会を実施してほしい。その際には、豊平区地域部会も協力します。	・まずは非定型支給決定の課題だけに絞らず、広く重度身体障がいの方の地域生活の難しさについて、検討する場の設置を目指すこととする。 ※令和4年12月8日第39回全体会へ重度身体障がいの方の課題を検討する場を設置すること、重度身体障がいの課題と協議会での取り組みについて障がい者プランへの提言を行っていくことについて、提案をする。	【令和6年度】 ・第42回全体会（令和6年6月26日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにおいて、令和5年度に実施したアンケート調査の結果整理を行っており、課題整理、解決方法について検討をしていくこと、重度身体障がい当事者の生活の視察、研修会へむけての動画作成を行っていることについて報告があった。 ・第43回全体会（令和6年12月4日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにおいて、令和6年7月松に札幌市障がい福祉課職員による地域で単身生活をしている重度身体障がい者の自宅生活の視察が行われ、そのことに関する意見交換がプロジェクトチーム会議で行われたことが報告された。 ⇒令和6年度末には、「重度訪問介護の非定型による支給決定に係る個別状況調査票等作成の手引き」の一部改訂が行われた。		

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
52 (H26)	0歳。人工呼吸器も24時間装着。退院後自宅で両親との生活を送る予定だが、知的発達レベルで重心の判定がつかないため、医療型の短期入所、デイサービスが利用できない状況。 状態としては人工呼吸器もついているため、福祉型の利用は現実的には無理であり、結局母親が訪問やヘルパーと支えなければならぬ状況。3歳未満でもあり、ヘルパーの時間数決定についても十分に母親を手助けできるだけの時間数がつきづらい（最終的には区役所、本庁で協議してもらってかなりの時間数を決定してもらったが苦肉の策）。この他数件の事例が散見される。（相談21）	医療型短期入所や医療型デイサービスの利用が必要な状態像だが、重心判定がつかないために利用できない。	【課題整理済】No. 7 の見解と同じ	<p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会、子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月 検討会にて「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」が実施され、報告書が作成されている。 ・その後も札幌市医療的ケア児支援検討会は継続的に開催されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sagyoshos/iryotekicarekentoukai.html ・医療的ケア児の情報については、以下の札幌市ホームページに記載あり。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/iryotekikeajishien.html ・令和3年施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」により、北海道の事業として北海道医療的ケア児等支援センターが設置されている。 https://mcc-hokkaido.net/ <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策8に「療育・教育の充実」が示され、医療的ケア児に対しての新たな事業についても示された。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/ 	主：身体と知的の重複障害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
1 (H24)	ヘルパーの知識や技量について。 ・発達障がいの知識 ・技量のラインが年々低くなっている ・そもそも養成する研修の場が少ない。 ・現場での人材不足が深刻。（東区1）	●市と協議会が連携し効果的な研修体制を確立する。 ●良質な人材の確保につながる施策を検討する。 ●障がい児の療育関係者へのスキルアップ研修を行う。	【課題整理済】 札幌市と協議会が共同でヘルパーの育成に関しての研修を行う。そのため、札幌市でヘルパーの研修会を行うには、まずは現段階でヘルパーの研修がどのようになっているのかを知る必要があるので、まずはヘルパーにアンケートを取り、（1）実際に研修が必要だと思うか、（2）研修が必要であるとすればどのような研修が良いか、（3）研修に参加するとすると時間帯は、（4）どのような環境であれば研修に参加しやすいのかを分析し、アンケート集約結果を参考にして研修を行う。研修を行った後もアンケートを取り、どこかにまとめ役になつてもらつてそのまとめ役（事業所等）が研修を定期的に開催する、情報交換会を行う等の機会を作つていただく。それができた時点で協議会の担当者はバトンタッチして協議会としての役割を終える。 ⇒「ヘルパー技術向上のための研修会の可能性について」として、課題整理を行つた（25年度実施、26年度から東区地域部会にて引き続き検討を依頼） ⇒東区内の取り組みは東区地域部会で引き続き実施予定。市域の取り組みについては関係団体等に依頼中。	【東区との意見交換結果】 ・研修の継続が必要 ・ヘルパー自身が自分の力量に問題があると思っているか？当事者の声も必要。東区の研修開催も重心の方へのアンケート結果から開催している。参加者の8～9割は高齢が対象。 ・ガイドヘルパー研修を実施しているのは札幌市ぐらいではないか。しかし開催が少ない。現実的な開催となつているか？ ⇒現認者講習として位置付けて、実施すべき。 ・移動支援の研修として、底上げの意味も込めて開催。現場に入っている人を対象に開催する。 ・良いヘルパーにスポットが当たりにくい。ヘルパー本人が魅力を伝える場があつてもよい。ヘルパーのアベンジャーズを。 第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、市域のプロジェクトチーム（ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム）設置承認 【令和2年度】 ・第35回全体会（令和2年12月）にてヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。 【令和3年度】 ・第36回全体会（令和3年6月）にてヘルパーの人材不足や技術向上についての課題については引き続き抽出し検討していくことを報告、承認。 ・第37回全体会（令和3年12月）にて協議会で人材確保や定着に向けてできる活動を検討していくことを改めて確認。 ※令和4年度以降のヘルパーに関わる課題については、No. 115へ記載。	主：支援 技法。障 害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
115 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者がヘルパー利用できない ・サービス提供を拒否されてしまう。 ・ヘルパー調整ができない <p>【中央区】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収支が合わない ・ヘルパーの不足 ・適切なサービス利用ができない (サービスの質、種別、時間帯) ・駐車料金が高額（中央区） <p>提案)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全市アンケート調査をお願いしたい この問題は中央区だけの問題なのか? 2. 障がい者プランの見直しをきちんと行ってもらいたい ヘルパーの必要性や実態に合わせた検討をしてもらいたい（必要なヘルバーサービスが提供されるための実態把握と体制整備をプランに提案したい） 	<p>【課題整理済】 (令和5年1月26日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーの不足は中央区だけの問題ではない。行政に協力してもらう必要もある。しかし、協議会として自分達でできることは、自分達で考え、ボランティア活動など、工夫しながら協力していきたい。 ・ヘルパーが足りないのは重度身体障がいだけではなく、知的や精神の方へも不足がある。本当に必要な方に行き届かない状況もある。 <p>→中央区だけではなく、全市的に実態調査を行い、その結果を障がい者プランにも反映できることを目的に課題内容を確認。</p> <p>→令和5年2月の地域部会連絡会でも各区で実態調査の協力をえることができるか意見交換をする。</p> <p>(令和5年2月27日 地域部会連絡会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区地域部会の取組の違いや優先度が違うので、一斉に協力するのは難しいのではないか。もう少し具体的な方法などを含めて検討できる案が必要。 <p>→もう少しアンケート調査の発信の方法や集計、分析の方法などを協議会運営会議で詰めてから、次回以降の地域部会連絡会で検討。検討事項として持ち越し。</p> <p>(令和5年3月16日 運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー課題への具体的な取組みは協議会の活動であることを運営会議で再度確認し、合意を得る。 ・具体的なすすめ方、アンケートの集計や分析などはどうするのかについては、議論のたたき台をつくり継続検討していくことになる。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今まで自立支援協議会で検討、取組まれてきたヘルパーに係る課題について障がい者プランの計画検討部会担当部署に報告された。（No. 41の記載の通り） <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第40回全体会結果（令和5年6月21日） 運営会議報告にて、中央区から提出されたヘルパーの実態調査について、今後札幌市全体で調査を進めていくことについて検討していることが報告された。 ・第41回全体会結果（令和5年12月5日） 最終的に協議会として取り組むべき目標や把握すべき実態を整理し、調査を行う事を報告。まずはヘルバーサービス事業所と相談支援事業所にアンケート調査を年度内に行うことを報告し、協力依頼を行った。 ※「自立支援協議会 ヘルバーサービスの現状に関するアンケート」として、令和5年12月20日～令和6年2月16日の期間で実施。 <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第42回全体会（令和6年6月26日） 実施したヘルパーの実態アンケート調査の結果を分析していること、分析結果をもとに、全体、各部会で取り組む内容について運営会議で整理していることが報告された。 ・第43回全体会（令和6年12月4日） 引き続きヘルパーの実態アンケート調査のまとめを行っていることが報告された。なお、課題解決に向けてどのような取り組みができるかということについても運営会議で議論していることが報告された。 ⇒令和6年度末にアンケート調査報告書が完成。協議会委員等へメールにて発信されている。 <p>【令和7年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第44回全体会結果（令和7年6月25日） 運営会議からの報告として、ヘルパーの実態アンケート調査の内容について共有、地域で顔の見えるネットワークづくりや地域資源の情報共有を行う取組の重要性を改めて確認したことを報告。アンケート結果を踏まえて、各部会で実際に行った取組みがあれば全体に共有し、好事例として情報を蓄積していくとともに、次回の障がい者プランの改定に向けて、協議会から可能な提言へむけての検討を行うことを報告した。 	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
66 (H26)	児童発達支援の事業所が増加しているが、支援者の専門性が伴っていないとの新聞記事があり、相談室でも問題視している。 実際に、相談室が紹介して利用を開始した児童発達支援について、子供の保護者や関係者から、専門性の無さを指摘する声があがっている。相談室に新規立ち上げのあいさつに来る事業所は多いが、紹介する側の責任もあり、難しく感じている。指摘されているのは、どれも新規開業した事業所である。利用者の通っている保育園からの指摘もあった。(東区)	児童発達支援の研修や勉強会だけでなく、地域療育支援・保育所等訪問支援事業の利用の増加・義務化を検討する。また、より広く利用しやすい体制の整備を検討する。	【課題整理済】 協議会と児童発達支援センターの検討・共有の場から 事業者指定の時に協議会の説明資料を渡せないか? 東区地域部会に相談支援部会での状況を報告する 相談支援部会と子ども部会に情報提供 ・No.54と関連あり（カテゴリは異なる）	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の説明資料は、2017年より、事業者指定の際に同封を開始 子ども部会主催で支援力向上セミナー（初級・中級）を開催している。 <p>【参考】 札幌市では、令和7年4月2日以降の指定障害児通所支援事業者の新規指定に当たり、国の基準に加え、市独自の基準を設け、当該基準を満たす事業者を選定する制度を導入することとなった。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/senteisiteiseido.html</p> <p>※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取り組み終了。</p>	主：支援 技法・障 害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
6 (H24)	精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産屋で障がいをオープンにすると部屋（賃貸住宅）の契約がしづらくなる。保証会社の審査が通らない（通りにくい）。（東区6）	●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。	<p>【課題整理済】 障がい者の住まいの課題のため、3と一緒に検討する。 ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。 ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する ③方法として、運営委員が各地区1 - 2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まってもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り（1）研修、（2）広報等の活動を行ってもらう ④まずは運営会議に相談する ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った（25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区地域部会で、宅建協会作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版が完成。 ・平成30年度、ガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。 ・令和元年度、一人暮らしガイドブック周知のためのちらし作成。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」が開設。 http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougiaki.html <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第36回全体会（令和3年6月） 住まいに関するプロジェクトチームが活動目安の3年間を終え、プロジェクト終了の報告。終了について承認。自立支援協議会と居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については運営会議に引継ぎ、その他の残された課題についても運営会議に引き継がれることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会運営会議（令和3年7月） 住まいプロジェクトから引継がれた居住支援協議会と相談支援専門員との連携について改めて確認。コロナ禍ということもあるため、時期をみて連携について検討することに。 一人暮らしガイドブックの配布方法について確認。 ・相談支援部会と居住支援協議会相談窓口（みな住まいる）との情報交換会を実施（令和3年12月3日） ・相談支援部会部長が居住支援協議会相談窓口の勉強会に参加（令和4年2月） <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会運営会議（令和5年3月16日） No. 41の記載と同様。 札幌市自立支援協議会好事例集にこの課題に関する「一人暮らしガイドブック」作成の取組みについて掲載された。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusen/documents/koujireisyuu.pdf 	主：住まい

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
6 (H24) つづき				<p>【令和5年度】 ・令和6年3月 さっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待防止」が示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/</p> <p>【参考】 ・障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト https://shougaisha-sabetukaisou.go.jp/</p> <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組みを終了。</p>	
36 (H25)	○物件条件 何らかの生活支援を必要とする障がい者の場合、物件を探す際の条件として、今まで受けていたサービスや支援を継続して受けられる地域であること、また、家族も含めて今までの人間関係を維持できる地域であること、そういう立地条件の物件が必要となる。住み慣れた地域から離れてしまうと、これまでの人間関係や支援関係が途絶えてしまい、見ず知らずの地域で孤立し、アパートに引きこもる暮らしになってしまふ危険性もある。それぞれの地域で、障がい者を支援している事業所やその地域の市町村が連携して、障がい者を受け容れる賃貸物件を開拓し、その情報をプールし、物件を求める障がい者に斡旋していく仕組みが必要である。(東区19)	障がい者を受け入れてくれる物件を開拓し、その情報をプールし、斡旋する仕組みを検討する	<p>【課題整理済】 住まいの課題なので、住まいに関するプロジェクトチームへ情報提供、課題検討を行うことにする。</p> <p>※住まいに関するプロジェクトチーム（平成29年6月22日） 運営会議から上がってきたこの課題について共有。今後プロジェクトで検討していく課題として共有する。</p>	<p>【参考1】 ・セーフティネット法改正（平成29年10月29日）により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度等が開始。</p> <p>【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 ・平成30年度 中央区・豊平区・厚別区で実施。 ・令和元年度 北区・西区で実施。</p> <p>【参考2】 ・No.6の【参考】の記載と同様。</p> <p>【令和3年度～5年度】 ・No.6の記載と同様。</p>	主：住まい

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
37 (H25)	○情報の保障 地域の物件や不動産会社に関する情報に、障がい者やその家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。たとえば、物件に関しては、住宅改修が可能かどうか、周辺環境や最寄駅のバリアフリーの状況、また、協力的な不動産会社がどこにあるか、その不動産会社へは車いすで入店できるのか、その会社の誰に相談すればいいのか、物件探しの際に車いすのまま乗車できる車両を持っている不動産会社はどこか等の情報に、障がい者や家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。 特に、IT環境を持たない障がい者や、ITそのものを利用できない障がい者も多くおり、「人」を介した分かりやすい情報提供の仕組みが重要である。 (東区20)	障がい者が必要とする情報に簡単にアクセスできる仕組みを検討する。	【課題整理済】6の見解と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 <p>【参考】 <ul style="list-style-type: none"> No.6の【参考】の記載と同様。 <p>【令和3年度～4年度】 <ul style="list-style-type: none"> No. 6の記載と同様 <p>【令和5年度】 <ul style="list-style-type: none"> No. 100の記載と同様 </p> </p></p>	主：住まい 副：個別的情報保障
38 (H25)	○不動産会社との連携 地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、交流会・意見交換会、研修会等を通して、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がもっと有機的に連携できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。（東区21）	障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組みを検討する	【課題整理済】6の見解と同じ	<p>【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 <ul style="list-style-type: none"> No.36の記載と同様。 <p>【参考】 <ul style="list-style-type: none"> No.6の【参考】の記載と同様。 <p>【令和3年度～5年度】 <ul style="list-style-type: none"> No. 6の記載と同様 </p> </p></p>	主：住まい 副：個別的
39 (H25)	○大家・管理会社の不安 大家、管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常的に接する機会が少ないので、障がい者がどんな生活をしているのかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできること、大家自身の不安を取り除くことにもつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。（東区22）	大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。	【課題整理済】6の見解と同じ	<p>【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 <ul style="list-style-type: none"> No.36の記載と同様。 <p>【参考】 <ul style="list-style-type: none"> No.6の【参考】の記載と同様。 <p>【令和3年度～5年度】 <ul style="list-style-type: none"> No. 6の記載と同様 </p> </p></p>	主：住まい 副：個別的

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
87 (H28)	36歳女性、ALSで気切、人工呼吸器装着、胃ろう造設。夫と3歳の息子の3人家族。実家は道外で家族の支援は受けられない。 8か月前に初診だが、進行が非常に早くて既に寝つきりで動けない状況。顔の筋肉が若干動くことから、しゃべると空気が漏れる音で多少話をしている内容が聞き取れる状態。 本人としては、まだ会話ができる内に自宅に戻って息子さん、ご主人と関わりながら在宅生活を送りたい希望だが、医療的ケアが非常に多い状況で、喀痰事業者一覧事業所から手当たり次第事業所に連絡しても、新規でサービス提供できる事業所がほとんどない現状。サービス提供が整わないと自宅に戻ることとは難しいことから現在も入院継続しながらサービス調整を試みている状況。【相談】	<p>【課題】 ALS患者のヘルパー手配について</p> <p>【考え方の解決策】 医療的ケアが必要な人への重度訪問介護は通常の重度訪問介護よりも事業所が見つからない。 特定医療行為の研修費用も高く、タイミング的にもいつも研修を受けられる状況ではない。また、研修を実施できる指定事業所毎に研修開催時期も発表しているため、札幌市内でいつ、どこで開催されるのかの一覧がない。 特定医療行為の研修費用の助成制度や研修の計画的な実施（毎月どこかで研修が受けられるような仕組み、もしくは、希望者が5名集まったら研修受講ができるなど）。 PA制度による医療的ケアの整理。</p> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>	<p>【課題整理済】 次に同様のケースがあった場合に、体制をどう作るか。 ヘルパーの技術向上ではあるが、医療的ケアの研修を受ける必要がある。 研修事業者の指定は道。 自事業所のためだけの研修実施はできないことになっているが、自事業所の受講者がいないと中止になることもある。 重複障がいプロジェクトの取組とも重なる。 医療的なこともあるので、訪問看護などとも関わっていった方が良い。 ALSの方にサービス提供する事業所は一部。 ヘルパーPTでも研修のひとコマにALSについて入れることはできるかもしれない。 重度訪問介護は単価が安いというイメージなので、医療ケアが無くても事業所が無い。 ALSは難病なので毎日訪問看護すること可能。 ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームで検討</p>	<p>【平成30年度】 ・平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置。検討会では、重度障がい者を支える人材育成についても論点のひとつとなっている。 ・重複障がいに関するプロジェクトチームでも、市内の居宅介護事業所や訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。 ・平成31年3月に「重複障がい者に必要な在宅介護のあり方に關する意見書」が札幌市へ提出された。 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikata_kentoukai_ikensyo.pdf</p> <p>【令和元年度】 ・重複障がいに関するプロジェクトチームにて、市内の訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。</p> <p>【令和2年度】 ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。 ・協議会運営会議（R3.3.24 リモート会議） No.7の記載と同様。</p> <p>【令和3年度～6年度】 ・協議会運営会議（令和5年3月16日） No.41の記載と同様 ・重度障がいの課題については、No.7およびNo.111の記載と同様。 ・ヘルパーの課題については、No.1およびNo.115の記載と同様。</p>	主：医療 副：支援 技法・障 害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
88 (H28)	<p>45歳 女性 A L S （気管切開、胃瘻、人口呼吸器あり） 夫（潰瘍性大腸炎を患いながら福祉施設に勤務）、娘2人（中学生と小学生）と同居</p> <p>【在宅生活中、利用していたサービスなど】</p> <p>重度訪問介護720時間（ヘルパー事業A、Bの2ヶ所）※720時間の大部分をAが担っていた。</p> <p>訪問リハビリ 訪問診療</p> <p>事業所Aのヘルパー退職が相次いだことで、720時間の調整が困難となり、6月上旬から市内の病院へレスパイト入院。Aを通じて6月中旬にヘルパー調整の相談依頼を受ける。入院後Aの紹介で、事業所Cが加わり入院中PAとして病院へ派遣開始。本人、家族の希望は『720時間のヘルパー調整を行い在宅復帰』。病院も入院当初は『720時間の調整がつくまで』という条件で受け入れていた。道HPから『喀痰吸引等に関する登録特定行為事業者一覧（重度訪問介護）』すべての事業所にあたったが、対応頂けるという返答を貰った事業所2ヶ所のみ。9月8日時点で、未調整の時間が約350時間。720時間の調整は困難となる。病院も調整つく目途ないのであれば施設へ退院を推すようになる。生活介護、短期入所等の併用も含め、在宅復帰検討となるが、受入可能な通所、短期入所もほぼ皆無な状況。社会資源不足が原因で在宅復帰が非常に困難となっているケース【相談】</p>	<p>【課題】 重度訪問介護720時間の支給決定を受けている方の退院に向けたサービス調整</p> <p>【考え方される解決策】 解決策が見当たらせんが考えられるしたら、 <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源（医療ケアがあつても受入てくれる事業所）の拡充促進 通所も、ショートも、ヘルパーも・・・ ・喀痰吸引等の研修頻度の増回（現在年2回くらい？） ・医療的ケア対応事業所の加算の充実 <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p> </p>	<p>【課題整理済】87の見解と同じ PAのサクションは、同意書で可能。胃ろうはできない。</p>	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度報酬改訂により、医療的ケア児者に対する支援の充実がある（重度訪問介護についての規程は無い）。 ⇒札幌市医療的ケア児支援検討会が平成30年6月に設置された。 ⇒平成31年3月 上記検討会にて「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」が実施され、報告書が作成されている。 http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sagyosho/documents/houkokusho_190319.pdf ⇒令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。 ⇒【令和6年度】No. 34の記載と同様。 <p>・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでも課題として検討。</p> <p>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No. 7の記載と同様。</p> <p>【令和2年度～令和6年度】 ・No. 7およびNo. 111の記載と同様。 ・No. 41の記載と同様。</p>	主：医療 副：支援 技法・障 害特性

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
91 (H28)	<p>医療保護入院者退院支援委員会への相談支援事業者の出席を円滑にするための措置について 平成26年4月1日の精神保健福祉法改正で、精神科病院では、医療保護入院者・家族から希望があつた場合等、退院後に利用する障がい福祉サービス等について退院前から相談に応じ、必要な情報提供等を行う相談支援事業所等の紹介に努めることが義務付けられた。 また、相談支援事業所等は、相談援助を行っている、あるいは行おうとする医療保護入院者に係る退院支援委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席して退院に向けた情報共有に努めることとされている。 しかし、現実には香雪病院、あしりべつ病院の独自調査で医療保護入院者退院支援委員会への地域援助事業者の出席率は2%しかない。 個人情報等の問題もあり個別ケースは出さないが、環境整備が課題と考える。</p> <p>【こころのチームの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の形がい化が危惧される状況である。 他の自治体では、相談支援事業所等の地域援助事業者が参加しやすい環境を作るために、地域援助事業者に対して交通費を支出する補助金が制度化されている実例がある。 相模原の入所施設での事件を受けて、措置入院での退院支援委員会も議論されている。 札幌市に予算措置を要望したい。 <p>【事務局会議の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所が不足して相談員が多忙な状態にあることが本質的な課題ではないか。。 地域援助事業者は介護分野も含まれ、相談支援事業所だけの課題ではない。 北海道と札幌市、障がいと高齢にまたがる課題で、行政としては対応部署がどこなのかが課題。 協議会では、要望という形より課題という形の検討が望ましい。 予算措置のためには、次期障がい者プランの検討に間に合うタイミングが望ましい。【清田区】 	<p>【課題】 医療保護入院者退院支援会への相談支援事業者の出席を円滑にするための措置について</p> <p>【取組提案】 相談支援事業所等の地域援助事業者が参加しやすい環境を作るために、地域援助事業者に対して交通費を支出する補助金の創設について、別添の提案を協議会に提出する。 ※別紙有</p> <p>【課題整理済】 退院支援委員会以外でも、ケース会議には無報酬で参加している。むしろ、医療部局からの施策提案の方が良いのではないか。</p> <p>精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームで、地域移行定着の取組が課題にあがっている。精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームで共有し検討。</p> <p>※審議会で、精神に特化した地域包括ケアについて提案あった。障がい者プランの見直しに反映と、他障がいと差が生まれないように。</p>	<p>・今後は2021年3月までに設置される予定の精神障がい者の地域包括ケアシステムを検討する場に課題が移行されていく予定。 ⇒令和6年度末現在、上記検討の場は設置済み。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉法改正について令和6年4月より主に以下の点が施行された。 <ol style="list-style-type: none"> ①医療保護入院の期間の法定化と更新制の開始 ②家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取り扱い ③地域生活への移行を促進するための措置 ④入院者訪問支援事業の創設 ⑤措置入院時の入院必要性に係る審査の義務化 ⑥医療機関における虐待防止の措置の義務化 ⑦虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化 ⑧自治体の相談支援の対象の見直し等 ⑨市町村への支援に関する都道府県の責務化 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaito/shougaishahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：医療	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
23 (H25)	児童デイ保護者の茶話会から。障がい児に対する支援はサービス等を利用することで補えるが、反面親の支援については手が行き届かない。ただでさえ子育ては母親にとって大変なことなのに、障がいを持つ子どもを育てるのはそれ以上に困難さが生じるため。(相談5)	・障がい児の親に対する育児支援策が不足している。	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健常児の兄弟への支援という側面。兄弟会がいくつかあるが、あまり知られていないのではないか? ⇒10月29日に子ども部会事務局会議にて情報収集 ・札幌市通園児父母連絡会における託児、グループカウンセラー、母親による支援等がある。 ・親支援、家族支援は難しい。報酬もない。 ・児童発達支援事業所における支援の幅や対応の差、という問題もある 	<p>【子ども部会見解】</p> <p>事業所内相談支援加算が整ってきていたため、その制度を使っていくことを進める。 育児発達支援のペアレントトレーニングを全事業所が行えるように子ども部会が勧める</p> <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：育児 副：個別的
64 (H26)	水頭症の乳幼児。何度もシャント術を行っているが、シャント不全を起こして入退院を繰り返している。鼻腔からの経管栄養を行っている。母親は育児に対する不安と疲れがあるが、精神科を受診するほどではない。(相談)	医療的ケアが必要な乳幼児に対する居宅介護の支給決定基準について	<p>【課題整理済】</p> <p>難しいのは、3歳未満の子どもについての支給決定マニュアルを作成するには、子育ての基準を明確にしなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度より医ケア児自演検討会が設置。自立支援協議会子ども部会が事務局となって検討継続中。 ・子ども部会としても母子保健と連携していくことを共有。 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：育児

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
102 (H30)	一人暮らしをしている知的障害のある方が区役所から様々な通知書が送られて来ても、漢字等にルビが付いていない何について書かれているのか分からなくて、とても困っている。【東区】	<p>ルビが付くと読める知的障害のある方もいるが、ルビがあると反って読みづらくなる発達障害や視覚障害のある方もいるので、多くの方が読める通知の方法を検討する必要がある。</p> <p>行政からの知的障害のある方への通知書等（特に福祉に関するもの）には全てルビを付けるようにする。</p> <p>タイトルだけでも、ひらがなで表示したり、問い合わせ電話がしやすいよう電話番号を目立つようになっていたり、大切なお知らせだとわかる色つき封筒で送付したり、工夫する。</p> <p>全国手をつなぐ育成会連合会 本人活動支援委員会が作成した「わかりやすい情報提供のガイドライン」大阪手をつなぐ育成会「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」を活用し通知の方法を検討する。</p>	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて各区で個別的に対応してくれていることは確認した。 ・一概にルビがあればということではなく、本人にわかりやすい表現ということは大切になってくる。 ・例えば、「この書類は重要なのでわからなければ誰かに相談してください」と表記をする等の工夫は出来ないかについては、今後の検討になるが、行政の意識としても「わかりやすさ」を意識するような状況になってきている。 ・「わかりやすい情報提供ガイドライン」を市役所（障がい福祉課）内で回覧し意識を高める。各区保健福祉課福祉支援係には、東区地域部会からの地域課題フィードバックのため、運営会議議事録・課題整理シート、情報提供ガイドラインはその参考資料として送付する ・視覚障がいの方への通知については、各区で個別に対応しているという回答。第三者に伝えていくシステムについてという意見が出ていた（課題No. 101） ・課題カテゴリとして、新たに「情報保障」というものを制作。この課題はそちらに分類することにする。 	<p>【第35回全体会（令和2年12月）】 全体会構成委員より区役所からくる通知等にはルビがなくわかりづらいとの意見あり。 ⇒（札幌市回答）一律にあらゆる通知にルビをつけたり、言葉を簡単にしたりすることは難しいですが、個別にお問合せいただきましたら、障がいの特性等に応じ、必要な合理的配慮の提供を行います。知的障がいのある方をはじめ市民の皆様にわかりやすい内容の文書を作っていくよう、努めていきたいと考えております。</p> <p>【令和5年度】 ・No. 100の記載と同様</p> <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：情報保障

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
30 (H25)	○知的障がい者には、情報の説明がわからない。避難場所が家から遠くなっているようであるが（近くにも避難場所があるのに）その理由もわからない。 ○救助体制はどのような仕組みなのか知りたい。 ○障がいのある方への情報提供の仕方などを再度見直して欲しい（ルビ振り）その他、一般市民に向けた周知も含む。 ○現在、これらの事に関してまちづくりセンターと協議しているとの事だが、進捗状況と今後の方向性も含めて回答を頂き、各関係者（手稲区地域部会）にも伝えていきたい。（手稲区1）	●震災時の避難（ハザードマップ含む）などについての情報が少ない ●障がい者（子供、高齢者）が本当に避難できる場所なのか？見直してほしい	【課題整理済】 ・情報不足、避難所の整備等は引き続き情報収集する ・まちづくりセンターにより平成25年度の活動報告及び進捗状況については現在取りまとめ中。 ・平成26年9月11日の大雨の状況について、危機管理対策室が平成27年3月に報告書を作成。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所は非公開。開設されるかどうかが、その時の状況によるため。 ・一般的な避難所から福祉避難所に誘導する仕組。 ・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリーが設置された。 ・平成30年9月に発生した「北海道胆振東部地震」後には、各地域部会で災害に関する検討が行われた。自立支援協議会全体としても災害に対する取組みと今後の課題に向けての検討を行うことを運営会議で決定。第32回全体会で、災害発生時の状況と対応、今後の課題について共有することにした。 →令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有 http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf <p>【参考 1】 ・「札幌市災害時の要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置要綱」 ・「要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドライン（概要版）」（令和3年3月改訂） https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjo/documents/gaiyou-gaidorainn.pdf</p> <p>【参考 2】 ※令和3年度報酬改定 「感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する」と示される。 1. 感染症対策の強化（全サービス） 2. 業務継続に向けた取組の強化（全サービス） 3. 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス） ※令和6年度報酬改定 ・介護施設・事業所における業務継続計画の作成が義務化された。 ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設された。</p>	主：灾害 副：情報 保障

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
30 (H25) つづき				<p>【参考 3】 札幌市 が要配慮者二次避難所（福祉避難所）のリーフレット「福祉避難スペース・要配慮者二次避難所（福祉避難所）のご案内」を作成、周知（令和 3 年度） https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyani_jihinanryo.html</p> <p>【令和 5 年度】 ・令和 6 年 3 月 にさっぽろ障がい者プラン 2024 が策定された。基本施策 7 「安全・安心 の実現」が示され、災害時における要配慮者への対応などへの取組について記載されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/</p> <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組みを終了。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
103 (H30)	在宅で、24時間酸素療法を行っている障がい児が、震災に伴う停電で電源が確保できず、かかりつけのクリニックに相談したが、大きな病院への入院手配や紹介はしてもらえず、家族が直接電話するよう言われ困った。【東区】	24時間電源が必要な医ケアを在宅で行っている障がい児者が、災害による停電時に、電源確保などの入院が必要になった場合のしきみのあり方を検討する必要がある。	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営会議にて、自立支援協議会全体で北海道胆振東部地震発生時の状況まとめと今後についての検討を継続していくことを決定。 ・各地域の地震の対応についてまとめていく段階で、同様の課題を抱えていると確認されるのではないかと推察できるため、全部出そろった段階で、東区の課題をどのように扱っていくか整理していく。 ・イメージを共有して、協議会全体としてどのようにまとめていくか、どのように公表するか検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第32回全体会で地域部会、専門部会から報告する。 →令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有 http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf ・地域部会連絡会では、「防災のまとめ」の周知を行っていくことと地域部会で防災に関する活動を継続的に行い、情報共有していくことを決定（令和元年8月21日地域部会連絡会） <p>【参考1】 札幌市では、令和元年10月から、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用する呼吸器機能障害のある方や難病患者の方などに対し、非常用電源装置等の購入に係る費用を助成する「札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業」を実施することとなった。 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/zaitaku_10.html</p> <p>【参考2】 ・No. 30の記載と同様</p> <p>【令和5年度】 ・No. 30の記載と同様</p>	主：灾害
104 (H30)	自閉症の子供の親が、多動などの障がい特性から避難所に避難できなくて在宅で過ごすしかなく、バニックなどの対応や食糧・水の確保が困った。【東区】	多動など障がい特性のため、一般避難所に避難できない障がい児者の避難所の指定について検討する必要がある。	<p>【課題整理済】</p> <p>No. 103の見解と同様</p>	<p>【参考1】 ・No. 30の記載と同様。</p> <p>【参考2】 ・No. 30の記載と同様</p> <p>【参考3】 ・No. 30の記載と同様。</p> <p>【令和5年度】 ・No. 30の記載と同様</p>	主：灾害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
105 (H30)	精神や知的の障がい児者は、災害発生後数日から数週間後に心身に変調が現れたが、災害時の心のケア専門の相談窓口があることを知らなかった。【東区】	災害時に心のケア専門の相談を受ける窓口の周知を徹底する必要がある。 *生活支援ガイド 1.よくある質問（Q&A） http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA	【課題整理済】 No. 103の見解と同様		主：災害
106 (H30)	児童デイを利用する親が、事業所からの安否確認で訪問を受け、親子ともに安心できたという事例。 精神や知的の障がい児者は、震災発生直後の訪問等の対応で、ショックがかなり抑えられたという事例。【東区】	福祉サービス提供事業者が軸になった災害発生時安否確認のしくみを検討する必要がある。 例) 事業所連合チームが地区割りで安否確認する。 例) 障害者手帳・受給者証更新時に、近所の事業所の場所・連絡先をお知らせし、何かあれば頼るよう案内する。	【課題整理済】 No. 103の見解と同様	【令和5年度】 ・No. 30の記載と同様	主：災害
107 (H30)	本人や子供の障がいにより、避難所に避難できず 在宅で過ごし、水汲みや食糧確保に出かけても長時間並ぶことができず、入手できなくて困った。【東区】	障がい児者本人や家族が、優先的に水や食糧・ガソリンを確保できるような仕組みを検討する必要がある。	【課題整理済】 No. 103の見解と同様	【令和5年度】 ・No. 30の記載と同様	主：災害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
51 (H26)	<65歳：身体障がいで計画相談支援および地域定着支援を契約されている方の事例> 介護保険移行になると、比較的サービス量が減ってしまう傾向にあり、本ケースも同様にして利用可能な時間数が減ってしまった。上乗せでの障害福祉サービスも利用できなく、必要なサービスが公的に受けられなくなってしまった。不足分を有償ボランティアとなると、すでに有償ボランティアを頻回に利用しているため、所得の状況からも難しく、必要なサービスが受けられない。(相談20)	65歳で障害福祉サービスから介護保険サービスへ切り替わる、介護保険サービスへの移行で、利用できるサービス量が減ってしまい、これまで障害福祉サービスで対応できていた部分に実費負担が発生してしまうことで、本人にとって必要なサービスが提供されにくくなっている	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労A型は65歳までなので、B型に変更すると所得が減る →就労A型65歳未満要件は、社会情勢と矛盾するのでは？ ・介護保険との適応関係についての国通知があるので、現状と通知の整合性を図る ・訪問系サービスについて介護保険で不足の場合は障害福祉サービス支給決定可能 →古い上乗せ要件が生きている区と、そうでない区がある 介護保険のケアマネが障害福祉サービスを利用できないと判断してしまっている ⇒就労A型65歳未満要件について確認 介護保険と障害福祉サービス併用の全身性障がい要件ができた経過確認 ・相談支援部会事務局と市の担当課で話し合い予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市の状況については№72のとおり。 【参考】 ・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 ・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。 ・平成30年度制度改正により、就労継続支援A型の利用に係る年齢要件緩和。 ⇒65歳未満の者又は以下のいずれの要件にも該当する65歳以上の者 ○ 65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者 ○65歳に達する前日において就労移行支援又は就労継続A型の支給決定を受けていた者 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：介護保険の移行

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
63 (H26)	障害者総合支援法から介護保険に移行して介助時間数が減ってしまった。障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用していたが、65歳となり介護保険に移行になった。自立支援給付では、訪問看護等の医療は、サービスとは別格であったが、介護保険ではサービス利用限度額に含まれるため、介助時間が減り訪問医療等が利用できなくなった。 具体的には ・就寝前の軟膏塗布の時間が取れなくなった。 ・入浴が週6回から5回になった。 ・家事支援の時間が少なくなった。 ・訪問看護、訪問リハビリが中止になった。（東区）	障がい者は、65歳になつても介護保険優先ではなく、障害福祉の制度を使えるようにしてほしい（利用者負担の観点からも）。 障がい者施策による、介護保険の上乗せに係る基準、対象者の範囲を拡大してほしい。	【課題整理済】51の見解と同じ ・障害福祉サービス上乗せ要件について、厚生労働省の平成19年資料には無いが、札幌市は全身性障がいと明記している。	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市の状況については№72のとおり。 【参考】 ・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 ⇒上乗せ対象者は、以下の要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅介護等の対象となる障がい者であること (2) 要介護1～5の認定を受けており、要介護度の変更が見込まれないこと (3) 介護保険サービスを支給限度基準額の95%以上利用する予定であって、必要な時間数の不足が見込まれること ・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。 <p><u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u></p>	主：介護保険の移行 副：医療

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
72 (H27)	<p>障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について 平成19年3月28日付けの厚生労働省通知が出ていたにも係わらず、札幌市は平成12年3月24日付けの通知を基に現在も運用している。 そのため65歳になった障がい者は、かなり厳しく介護保険サービスを優先され、障害福祉サービスを利用していたときより、介護時間数が減る例が出ていている。 また、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を知らされていないことが多い。 全身性の障害ではないが、65歳になった障がい者が札幌市（区役所）から何も説明がなく介護保険に移行し、障害福祉サービス利用のときより介護時間数が減った。 本人は時間数が減ったことに不満はあるが、制度のことなどはないと誇めている。 また、障害福祉サービス利用のときは、非課税世帯のため費用負担がなかったが、介護保険では生活保護世帯以外は1割負担になるため、生活費を切り詰めて費用を負担している状況で、本人は生活が厳しいと訴えている。（東区）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係を、平成19年の通知に基づき変更し、障害者が介護保険利用前に必要とされていたサービス量が減ることのないよう適正に運用されるようとする。 厚生労働省から平成27年2月18日付で出された事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」を周知徹底してもらいたい。 また、介護保険に移行するときは、本人が納得されるように説明を行う。</p>	<p>【課題整理済】51の見解と同じ 同様の課題については、相談支援部会事務局と担当係の話し合いを提案中。 「サービスごとの支給量の凸凹」と「サービス提供事業所の指定」のバランスの課題などの、市の支給決定基準があるために、サービス等利用計画に意味がないことも課題。他のカテゴリの課題とあわせて一体的に市障がい福祉課の担当と話合いのほか、「さっぽろ障がい者プラン」の平成30年度改訂に向けての方向性（意図）について協議したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市の状況についてはNo.72のとおり。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：介護保険への移行
14 (H24)	日常生活自立支援事業及び成年後見制度の活用による金銭管理について、対象の柔軟な運用や制度を相談できる窓口等の環境整備が必要。（東区14）	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度による金銭管理を円滑に利用できるよう環境整備を求める。 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による金銭管理を円滑に利用できるよう環境整備を求める。 何らかの事情で制度利用できない方への金銭管理のしくみを検討する。 権利擁護に関する専門の相談窓口を市域に設置する。 ピアカウンセリングに関する専門の相談窓口を市域に設置する。 	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者が多い？ →他都市に、社協以外の金銭管理制度は無いか？ 消費者センターを活用した仕組みできないか？ <p>社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っている所もあって、でも割に合わない。グループホームで金銭管理している所もあるが、グループホームが職能団体に依頼して契約することができた方が良いのではないか。 A福祉会で金銭管理のシステムを持っている。法人管理口座と、本人管理口座を作っている。財産管理契約を本人と結んでいて、H銀行との提携をしている。退所後も希望者には行っている。法人単体ではなく、札幌市としてのシステムにする参考にできないか？</p>	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士会が行っている高齢者・障がい者支援センター「ホッと」でも、必要に応じて財産管理を行う「財産管理支援業務」がある。 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：日自・後見

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
50 (H26)	<母子家庭の子ども。未成年の事例> これまで児童養護施設で金銭管理をしてもらっていた経過で、経験がないため、金銭の自己管理に大きな不安を感じていたため、社会福祉協議会へ制度利用を相談したが、審査会で対象外の判断であった。グループホームでも長期的な金銭管理を行っていく事には懸念があり、対応が難しいとのこと。 (相談19)	利用できる金銭管理の公的な支援制度が、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業しかない。ただ、その事業対象者も、判断能力の可否に関わる認知症や知的障がい者を主な事業対象者としている。そのため、他の手帳不所持で診断を受けている方、身体障がい者、精神障がい者、未成年の障がい者等に対し、日常生活自立支援事業に類似するような金銭管理に関する支援制度がない。後見制度や未成年後見制度を利用するには、日常生活自立支援事業利用費より費用が高い。相談者の多くは比較的低所得者層であることから、法的な制度は利用できる方が限られてしまう。	【課題整理済】14の見解と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業に関しては、ご本人達の状況に応じて対応を行っており、今後更なる普及啓発の予定がある。 成年後見に関しては、市民後見人制度の普及啓発も進めていく予定。 <p>【参考1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市成年後見制度利用促進計画が、令和3年3月に策定された。 令和6年3月に札幌市地域福祉社会計画2024が策定された。札幌市成年後見制度利用促進計画については、本計画に内包され、施策5「権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進」として示された。⇒ https://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/ <p>【参考2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月28日より成年後見制度の利用促進に係る中核機関（札幌市成年後見推進センター）が設置された。 https://www.sapporo-shakyo.or.jp/consult/anshin/index.html <p><u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u></p>	主：日 自・後見

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
90 (H28)	54歳・男性・知的障害（療育手帳B-1） 家庭の事情から家族との同居を解消。本人は単身生活を希望し地域のアパートへ入居。 日中は就労継続支援A型にて就労。障害基礎年金2級受給中。 これまで、同居家族が金銭管理を行っていたが、今後支援が得られないため社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を検討中。 生活保護受給者は利用無料であるが、本人のような非課税世帯の方は利用料が1時間1,200円かかる。 数年前に胃潰瘍で2回入院した際、有給休暇も使い果たし、給料が0円になった経験が、本人の中に強く残っており「金銭管理は頼みたいけど、また倒れたら利用料が払えるかな」と心配しており、利用料が高いハードルとなっている状況。 就労継続支援A型での給料は時給制であり、本人の労働時間がダイレクトに反映される分、生活保護受給者よりも経済的に不安定であると感じた。【相談】	<p>【課題】 日常生活自立支援事業の利用料金について</p> <p>【考え方の解決策】 日常生活自立支援事業の利用料金について、非課税世帯の無料化</p> <p>【同様の事例】 ・例えば過去には、本人が社協に出向けば300円位でやってくれたこともあり、一律ではなく、もっと柔軟になれば。 ・日自の原則は訪問になっている。</p>	<p>【課題整理済】 ・日自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者が少ない? →他都市に、社協以外の金銭管理制度はないか? 消費者センターを活用した仕組みできいか?</p> <p>社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っているところもあって、でも割にあわない。グループホームで金銭管理しているところもあるが、グループホームが職能団体に依頼して契約することができた方が良いのではないか。 A福祉会で金銭管理のシステムを持っている。法人管理口座と、本人管理口座を作っている。財産管理契約を本人と結んでいて、H銀行との提携をしている。退所後も希望者には行っている。法人単体ではなく、札幌市としてのシステムにする参考にできないか?</p> <p>1時間1200円の利用料がかかる。実施主体の社協が利用料を決められることになっているが、全国的に統一されている様子。したがって、個別に利用料設定は可能かもしれない。 金銭管理について、日時と成年後見しか制度がない。 知的障がい、精神障がい、認知症の方が対象。単なる浪費癖は、対象にならず、契約能力がある人で、権利擁護審査会で利用決定。利用を認めてもらうことが難しい場合も有、本人が支援の必要性を自覚できていないと、使えない。金銭管理はオプション。 成年後見利用支援事業についても活用を。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度専門部会連絡会で課題整理。就労支援随新部会で継続審議することとなる。 <p>【参考1】 ・No. 50の記載と同様。</p> <p>【令和3年度】 成年後見制度利用支援事業の実施要項事務取扱が改定 ⇒令和3年7月1日から、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人・親族申立て事案においても、一定の要件を満たす方に対し、市長申立て事案と同様に助成実施。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/seinenkouenyoosiki.html</p> <p>【参考2】 ・No. 50の記載と同様。</p> <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：日自・後見

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
24 (H25)	精神保健福祉手帳2級で福祉乗車証所持。家族からの仕送りと自身の障害年金で単身生活を送っている。身体介護の通院介助を利用して内科受診をする際、介助者の交通費が半額で良い場合と全額支払うように言われて戸惑っている。各バス会社に確認したところ、重度の身体、知的の方は割引対象になるが、精神の場合は一律割引対象にならない。通院にヘルパー介助が必要だが、ヘルパーの交通費負担が大きい。(相談6)	・精神障がいの方の交通機関の割引が身体障がい、知的障がいの方たちと比べて不公平である。	【課題整理済】 差別解消法でも努力義務に該当すると思われる。取り組みの可能性について、交通費助成の担当者と協議する。 ばんけいバスは、精神保健福祉手帳で割引有（介助者含む） 交通局とじょうてつバスは、2種の介助者割引を実施	関係団体でも取組まれている状況があり、一旦終了とし、他の同様の課題があれば再度検討とする。 【参考】 日本航空グループなど航空各社が国内線運賃の障害者割引を精神障害者にも拡大することわかった。今後は顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳を持っていれば最大で半額になる。航空会社によって適用開始が異なるため確認が必要（平成30年10月1日福祉新聞） ・2019年4月より、札幌市では精神障害者保健福祉手帳所持者及び同行の介護人の地下鉄・路面電車の料金割引を開始。普通料金の半額となった。 ・2025年4月1日よりJR運賃においても、精神障害者福祉手帳所持者への運賃割引が開始された。 <u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u>	主：社会資源
31 (H25)	○札幌市HP元気さーちなどがあるが、その情報提供と周知が不足していると思われるため、広報さっぽろ等を活用しもっとアピールをしてほしい。 ○またパソコンを上手く利用できない知的障がい者の方が情報を受ける方法を検討してほしい。(手稿区2)	●障がい福祉サービス事業所の情報不足 ●特に入居、居住系の情報が少ない。 ●本人、家族、支援者にとっての情報不足。	【課題整理済】No.71と関連（同カテゴリ） 各地域部会で、元気さーちの周知と更新の依頼を発信するキャンペーンを行う。	【参考】 ・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 ・共同生活住居一覧を札幌市のホームページで公開。 ⇒グループホームの元気さーちの更新頻度は課題が提出された平成25年度よりは増加傾向となってきている。 ・運営会議（H30.7.31）にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 <u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u>	主：社会資源 副：情報保障

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
32 (H25)	○ボランティアの募集に対してもっとアピールを行ってほしい。 ○情報提供の方法も検討してほしい（広報さっぽろや社会福祉協議会など他の媒体も活用しもっとアピール）（手稻区3）	●ボランティアの不足 ●高齢分野に人が流れてしまう傾向が強いので、障がい分野においてのボランティア活動に向けてのPRが不足している。	【課題整理済】 社会福祉協議会に、障がい領域のボランティアの状況を確認する。 現在は、ぬくもりサポート事業が全市に拡大している。 社会福祉協議会で、養成講座や研修会を開催している。 ほつ・とプラザ（地域支え合い有償ボランティア事業協力会員登録説明会） エプロンサービス（子育て中の有償ボランティア 700円/時）	<u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u>	主：社会資源
54 (H26)	相談室が紹介して利用を開始した児童発達支援について、子供の保護者や関係者から、専門性の無さを指摘する声があがっている。相談室に新規立ち上げの挨拶に来る事業所は多いが、紹介する側の責任もあり、難しく感じている。（相談22）	当相談室から紹介して利用開始があった複数の児童発達支援について、力量不足の声が聞かれる。どれも新規開業した事業所である。利用者の通っている保育園からの指摘もあった。 ⇒事業者指定のあり方についての課題に限る	【課題整理済】 ・障害福祉計画上の目標値に達した時点で指定をしないことについて、担当者へ打診。（名古屋市では、就労継続支援A型の新規指定申請について、収支による給与支払を重点的に確認している） ・子ども部会へ、情報提供と対応を依頼 ・No.66と関連あり（カテゴリは異なる）	障害児通所支援の指定（総量規制）については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害児のサービス提供体制の計画的な構築が創設。（ただし、都道府県障害児福祉計画が基準となる） ・子ども部会でも研修を実施していく予定。 【参考】 ・No. 66の記載と同様。 <u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u>	主：社会資源
58 (H26)	50歳代・女性・難病 麻痺の人や車いすの人が日中活動等に参加を希望してもバリアフリー対応の事業所が少ない。パソコンを覚えたいと希望があり訪問のPC講習を検討するが、他者との交流の意味でも日中活動の利用は有效と思われる。（相談26）	バリアフリーの事業所の数が少ない	【課題整理済】 ・就労支援推進部会が、事業所のバリアフリーや介助等についてのアンケート調査を、就労継続支援事業（A型・B型）と就労移行支援事業、地域活動支援センターを対象に実施。結果を公表。	就労支援推進部会として、就労移行支援、就労継続支援A型/B型、地域活動支援センターに対して、平成29年1月に事業所バリアフリーアンケートを行い、札幌市のホームページに掲載。 http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusien/syurou2.html 【参考】 ・令和4年度に作成された札幌市自立支援協議会好事例集に課題の取り組みについて掲載された。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusien/documents/koujireisuu.pdf <u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u>	主：社会資源

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
69 (H26)	札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つけられない。(相談) ※個別ケースのため詳細は記載しません。	入所できる施設が見つけられない 入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが必要では?地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定期間施設で見ていくという流れが作れたら助かるが・・・。	<p>【課題整理済】 触法ケースは、障がいだけの問題ではない。司法は、障害福祉に依頼してくる。入所施設だと、受入は定員がいっぱい。触法ケースについては、発達障がい者支援手法開発会議にお願いしてもよいのではないか。 入所施設からグループホームに移行しても、高齢になって施設に戻ることがあるので、介護保険に繋がることも必要。地域での受け皿が無いから、入所施設が必要になる。入所施設からの地域移行について、今後の取組をどのようにするか。次年度はアセスメントから実施したい。</p> <p>身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームにて課題検討。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第36回全体会（令和3年6月） 身体障がい・知的障がいの地域生活移行に関する課題についてどのようにしていくか、運営会議でどのように引継いでいくか、具体的に検討していくことを承認。 地域生活支援拠点の検証・検討の場、課題についての報告の場については、札幌市で検討し報告する予定と確認。 ・第37回全体会（令和3年12月） 協議会運営会議にて、各専門部会、地域部会へ「身体障がい者・知的障がい者の地域移行に関する課題」の抽出依頼を行うことを確認、依頼を実施したことを報告。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうな事は継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。 ・地域生活支援拠点検証委員会に係わる準備会議が令和4年3月30日に実施された。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第38回全体会（令和4年6月10日） 札幌市自立支援協議会の組織の中に新たに地域生活支援拠点検証委員会の設置が承認された。 ・第39回全体会（令和4年12月8日） 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。厚生労働省で示されている地方公共団体に検証および検討のための総括表及びチェックリストの様式に基づいて検討を行っていると報告された。 	主:社会資源 掲載:地域移行

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
69 (H26) つづき				<p>【令和5年度】 ・第40回全体会結果（令和5年6月21日） 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。</p> <p>【令和6年度】 ・第42回全体会結果（令和6年6月26日） 地域生活支援拠点検証委員会にて、活動報告が行われた。必要な機能および運営状況の評価指標のチェックにおいて①要支援者の事前把握及び体制において、緊急対応が必要になる家庭についていかに把握していくかという課題、②体験の機会・場の確保において、居住体験の場の増加や体験の場となる施設の質向上の検討の必要性、③専門的人材の確保・育成についての課題があり、今後検討していくことが報告された。</p> <p>【参考】 ①令和6年度法改定おいて、障害者支援施設における地域移行を推進するための取組について示された。 ・すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の移行について確認し、サービス利用になるようにしなければならないことを規定。 ・以下の①②の体制整備を令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化。未対応の場合は減算の対象とする。 ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること。 ②意向確認の記録や意向をふまえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること。 ・利用定員を変更しやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。 ・地域生活へ移行を推進するための評価を拡充。 <新設>地域移行促進加算(II)、地域移行支援体制加算 </p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
71 (H27)	特別支援学校等の進路担当教諭が進路選択時に、事業所の具体的な情報を幅広く得ることが難しく、生徒や保護者の選択肢を広げにくい。 元気さーちを見ても事業所の現状がわからない。(中央区)	【課題】 元気さーちの情報が更新されていない。知りたい情報が載っていない。 【中央区部会からの提案】 ①元気さーち更新強化キャンペーン～事業者・利用者のメリットPRし各事業所での更新を促進 ②項目の見直し～わからない人が見てイメージがつきやすい項目の検討。 ※グループホームの項目については、中央区部会で行っている住まいの課題検討と合わせて、札精援協等と協議しながら整理し提案できる。 ③元気さーちの更新を外注して一括で行う～元気ジョブの活用（事業所毎の更新が進まない場合）	【課題整理済】No.31と関連（同カテゴリ） ・地域部会などでの、元気さーち周知と活用の発信のお願いをする。 →「中央区の例」を添えて、「利用者が困ってます」を伝える。 ⇒いくつかの地域部会からの通知文等に、元気さーち周知と活用について掲載されている。	・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 ※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。	主：社会資源

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
86 (H28)	53歳：男性：前頭側頭葉型認知症（発症49歳時）病名の告知を受けている。就労継続支援B型利用。妻（大腸がんの既往）と長男（小学2年）の3人暮らし。 【本人の要望】 働きたい（一般企業）。子供が小さく働くのを諦めるわけにはいかない。 【妻の要望】 働くのは諦めてくれたらいいが…病気の進行が早く言葉が分からなくなり会話が困難になっている。適切なリハビリを受け少しでも病気の進行を遅らせたい。 【本人の状況】 場所と時間にこだわりがあり自力通所出来ている。しかし、マナーの悪い人などに「死ね！」と言いトラブルの可能性がある。作業中の人の接触やストレスなどで床や机・自分の顔を殴る。徐々にADLも障害されてきている。 【社会資源について】 ①短期入所などのレスパイトサービス：介護保険施設は同年代がない・障害福祉サービス受け入れ経験がない状況。②認知症の方へのリハビリ：医療保険では認知症のリハビリは無く、介護保険サービスでは同年代の方がいない事や、年齢に応じた仕事等への関わりや、リハビリの対応できる事業所が無い。③就労継続支援で認知症の方の受け入れ経験が少ない事と対応の困難さがある。④家族介護が困難になった時のサービスが無い。（介護保険サービスでは年齢の差が大きくご本人に違和感があるように思われる）④病状告知されてから4年間 病院以外の関係機関につながっていなかった。【相談】	<p>【課題】 若年性認知症の方への社会資源がない</p> <p>【考え方される解決策】 ①～③若年性認知症の方々の生活の困難さや必要なサービスについての調査・研究→必要なサービスの整備 ④病名告知の段階など早期に支援が受けられるような仕組み作り。</p> <p>【同様のケース】 ・急に発症すると、障害領域の資源になじまない ・記憶の保持が難しいと、受入側のノウハウがない</p>	<p>【課題整理済】 働く場の不足、知識の不足もあり、受け入れ態勢ができていない。 進行も早いので、どのタイミングでサービスかの判断も難しい。 病院には同様の方が多くいるが、病院がサービス利用対象者であることを知らないかもしれない。</p> <p>就労支援推進部会に検討を依頼。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援推進部会で継続審議中。 <p>【参考】 ・若年性認知症の人と家族への支援の手引き https://www.city.sapporo.jp/kaigo/ninchisyoshien/jakunen_teibili.html</p> <p>・一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：社会資源

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
119 (R5)	・身体介護でヘルパーを利用しているが、時々ヘルパーを回せず、ヘルパーに来てもらえないことがある。（本人・家族・支援者） 【東区】	<p>■課題について 東区地域部会からは過去にもヘルパーの人材不足について課題提起してきたところであるが、ヘルパーに限らず、さらには福祉業界に限らず人材不足、働き手不足が叫ばれる昨今、深刻さは増す一方となっている。 支給量はあってもヘルパーが見つからないため、必要な支援が受けられず生活に支障をきたす場合がある。</p> <p>■取り組みについて 人材不足に特効薬は無く地道な取り組みが重要となるため、既存の業界人材の流出防止対策はもとより、将来を見据え、次世代の核となる若者に向けたアピールが必要である。 介護を学ぶ学生や中高生等にとって、障がい分野のヘルパー業務について、高齢分野と比較しイメージにくいのではないかという想定のもと、障がいのある人たちやその生活の多様さについて、支援者にとってのやりがいについて、といった魅力を伝える機会を一層増やし、PRしていくことが必要ではないかと考える。 既に実施している事業もあるかと思うが、部会関係者ですら認知不足などころもあるため、各部会と連携・協力し、更なる周知を図ったり、新たな取り組みを組み合わせるなどを検討する余地はあるのではないか。また、定年退職後の人材など、既存のターゲットに留まらない層へのアプローチも有効と考える。</p> <p>■東区地域部会での取り組み予定 介護を学ぶ若者等への魅力発信の機会について、出前講座のような形で実施できないか、障がい当事者でもある部会委員（身体、知的、精神の3名）とともに部会で企画を検討中。 また、既存人材への取組としてヘルパー座談会の開催や、長年続くふくしまルシェの交流の場としての更なる活用に取り組んでいく。</p>	<p>■課題整理済】 ・令和5年9月28日運営会議 ①ヘルパーの人材不足に関して、すでにある活動（取組み）について、運営会議でまずは情報共有する ②重度の方のヘルパーの課題についてや事業所情報の発信について、札幌市としてどのようにしているのか、運営会議で情報共有する。 ③この課題について一度、地域部会連絡会で各部会長へ話題の周知・情報提供を行い、各地域部会でその内容について検討する。地域部会で出た話題を再度地域部会連絡会で取りまとめ、運営会議へ報告するという流れとする。</p> <p>・その後の運営会議での議論について ①②について、各地域部会で何か活動をしていることがないか情報収集を依頼。 ③について、12月、2月に開催された地域部会連絡会で情報収集および情報共有し、その話題を運営会議で報告することが話合われた。</p> <p>・令和6年3月14日 運営会議 地域部会連絡会へ課題についての情報提供を行っているが、特に地域部会からの情報提供がなかった。 ＜運営会議での主な意見＞ ・各地域部会のそれぞれが動きがあるので、地域部会連絡会で継続的に情報共有をしてもらってはどうか。 ・地域生活支援拠点検証委員会でも、地域で必要な資源であるということを発言していくことが必要。</p> <p>＜運営会議としての結論＞ ・全国的にも継続的にあがっている課題であるが、すぐに解決できる課題ではないため、東区の取組み（出前講座など区で取組んでいること）として整理していただき、情報共有していく。 ・課題としては忘れず、区切りをつけながら、必要に応じて協議会としてできることがあれば検討していく。</p>	<p>【令和5年度】 ・第41回全体会（令和5年12月5日） 東区から課題が提出されており、運営会議で課題整理、検討していくことを報告。</p> <p>【令和6年度】 ・第42回全体会（令和6年6月26日） 運営会議内および地域部会連絡会で課題に関する取組を行う機関または取組事例等の情報収集を行った。専門機関による取組を中心にくつか内容を可視化できた。今回の内容からは、協議会として具体的に取り組むものとしての情報にはいたらず、今後も各部会や専門機関の取組等の情報共有を継続することが報告された。 課題としては、重要なことは運営会議でも認識されており、必要に応じて課題提出を継続してもらうことも併せて確認された。</p> <p><u>※一旦協議会の取り組みとしては終了。課題提出に応じて継続して検討していくこととする。</u></p>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
120 (R5)	・ヘルパーが足りなく、夜間支援が受けられるところが限られている。（本人・支援者） 【東区】	・No. 119の記載と同様	【課題整理済】 ・No. 119の記載と同様。	【令和5年度】 ・No. 119の記載と同様 【令和6年度】 ・No. 119の記載と同様。	
121 (R5)	・暮らし支援に入っているヘルパーが急病等で来れなくなったり際の緊急対応がショートステイしかなく、本人がショートステイを選びたくない場合の選択肢がない。（本人（身体障がい）） 【東区】	・No. 119の記載と同様	【課題整理済】 ・No. 119の記載と同様。	【令和5年度】 ・No. 119の記載と同様 【令和6年度】 ・No. 119の記載と同様。	
122 (R5)	・急にヘルパー事業所が閉鎖になり、入浴時に二人支援が必要だったり医療的なケアがあることから（サクション）、なかなかヘルパーが見つからない。（本人・家族・支援者） 【東区】	・No. 119の記載と同様	【課題整理済】 ・No. 119の記載と同様。	【令和5年度】 ・No. 119の記載と同様 【令和6年度】 ・No. 119の記載と同様。	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
98 (H29)	障害福祉サービスについて問い合わせがあると、その都度「元気さーち」を利用し、空きや住所などを調べているが、使い勝手がもっと良くなるとありがたいと常々感じている。【相談】	<p>【課題】 元気さーちの更新や使い勝手などの改良について</p> <p>【考え方される解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○例えはヘルパーであれば、マッチングサイトのようなものがあるとありがたい。住所や日時などの条件を見た事業所から返答があるような方式。 ○交通の便なども検討材料になると思うので、地図がリンクされるなど。 ○元気さーちの使い勝手を考えるプロジェクトチームの編成？ ○更新の意識付けやお金をかけて専門の業者に更新を依頼する。 ○必要な項目の見直しと使いやすさについての検討。 ○相談支援事業所のケース受け入れ確認のように月一で確認。 ○地活や作業所の情報も掲載していってはどうか。 	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいという観点からというと、グループホームの空き情報がわかれれば良いという意見もある。ただ、情報は法人全体で出しているので、事業所毎の状況はわからないことがある。問い合わせても空いていないということあり、使いやすい仕組みを考えることが必要。 ・就労事業所関係はインターネットで事業所を検索して探している人が多い。そのため、事業所側は、ホームページに力を入れているところも多い。 ・児童関係のサービスについては使っていない保護者が多い。学校や保健師からの情報でつながっている。 <p>※住まいに関することについては、住まいに関するプロジェクトでも検討していく。 ※住まい以外の内容については、他の部会等で意見交換を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 ⇒WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索 https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.d0 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：社会資源

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
25 (H25)	重度身体障がいの方の就職についての事例。 就職先の目処は立っているが、職場内介助者の確保が難しく具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利用してでも就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほとんどがヘルパー費用に充てられることになるため、就職する意味がなくなってしまう。職場内での主な介助は排泄介助。雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティアも検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボランティアも安定して長期で入れることは不安定である。(相談7)	・職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。	【課題整理済】 ・助成金の申請は可能。書類の作成が面倒。 ・就労支援推進部会事業提案チームで今後も検討。	・就労支援推進部会で継続審議中。 【参考】 ・札幌市では令和4年度から、重度の障がいのある方の雇用の促進を図ることを目的に、重度の障がいのある方の通勤支援や職場等における支援を実施するため「札幌市重度障がい者就労支援事業」が開始された。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/syurou/zyuudosyougaisasyuurousien.html <u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u>	
77 (H27)	<p>・電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事を行くことを考えると移動支援は利用できない。</p> <p>【現状の対応】 ・まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。 ・対応する事業所をさがしている。</p> <p>【意見】 ・移動と就労の2つの課題がある。 ・ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用 ・元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすてっぷの活用。 ・ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。（清田区）</p>	【課題】 移動に制約のある方の就労支援。 【取組提案】 移動支援の通勤時の利用への拡大	【課題整理済】 ・移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルの サービスが無くなってきてている 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要な ケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の 限界がある 介助については、される側とする側の関係性になってしまふ ・就労部会への情報提供	【参考】 ・平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。 【就労支援推進部会】 平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討する事を提案。 【移動に関するプロジェクトチーム】 平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行った。移動に関するプロジェクトチームの動きについては、No. 41の記載を参照。 【令和5年度】 ・No. 41の記載と同様 <u>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</u>	主：労働 副：移動

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
110 (R2)	<p>精神保健福祉手帳申請中のケース。 本人が元気さ一ちでA型事業所を探し、見学後に応募するが、「HW（ハローワーク）からの紹介状が必要」と事業所側から言われる。その後HW（ハローワーク）へ行くことになるが、『手帳取得→求人登録→紹介状』という流れの説明を受ける。手帳の進捗状況を確認のため、区役所に連絡すると、「ハローワークからの紹介状がなくても就労継続A型の利用は可能」という説明を受ける。再度、A型事業所へ連絡を入れ、区役所の説明をえたところ、「ハローワークの紹介状は必須」と言われ、結局面接を受けることはできなかった。</p> <p>本人からは、「A型事業所がハローワークの紹介状を求めるのをはじめ、機関（HW、区役所）の異なる説明について、混乱と同時に疑問が残った」との意見があった。 【相談】</p>	<p>1、A型事業所が特開金（特定求職者雇用開発助成金）欲しさにハローワークからの紹介状を求めるることは相談支援業界では暗黙の了解になっているが、①ハローワーク、②区役所、が制度をどこまで理解できているのか疑問。「雇用」と「福祉サービス」という二つの観点から利用者に説明ができるか、利用者が混乱しないのではないか。</p> <p>2、A型事業所側のメリットとして、HWの紹介状を面接条件にするのであれば、見学する前に事前に条件を提示するとスムーズではないか？また、事業所都合であれば、事業所側にその説明責任はないのか？ ⇒※補足1：情報公表制度の項目を確認したが、上記2の説明責任に当る項目は見当たらない。</p> <p>⇒※補足2：特開金の是非を課題としている訳ではなく、障がい当事者にわかりやすく正しい情報が行き渡るためにどのような工夫や取組みが必要かということを課題としている。</p> <p>【令和2年2月4日相談支援部会定例会でも議論】 ・利用者に正しい情報が正しく伝わるようにしていくことが望ましい。ハローワークや就労事業所に関わることなので、就労支援推進部会でも課題を取り上げてもらえないか提案することの合意を得る。</p>	<p>【課題整理済み】 【令和2年度 第4回運営会議（令和2年9月・書面会議】 ・就労支援推進部会で検討することで決定。</p>	<p>【令和3年3月24日協議会運営会会議（リモート会議】 就労支援部会からの回答 ・ハローワーク求人票が出ていた事業所でも「ハローワークを通さなくて良い」というところがある現状について ⇒対応は事業所による。あくまで個々の各事業所の判断によるため、直接事業所に聞くのが一番良い。</p> <p>・区役所の理解について ⇒区役所の方は行政が判断していただくということでしかない。 上記、就労支援推進部会からの回答を相談支援部会で共有することになる。 ⇒令和3年6月相談支援部会定例会にて上記就労支援部会からの回答を共有済み。</p> <p>※一定の改善、及び共有がみられたため、一旦協議会としての取組終了。</p>	主：労働

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
70 (H27)	札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。 褥瘡（床ずれ）がある方または予防に必要な方はエアマット等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物もあり、かなりの自己負担になってしまう。褥瘡があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また痩せていて一般的のマットだと痛くて眠れないのでも、自動で時間を設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となった。（東区）	特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。 また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。	【課題整理済】（カテゴリ変更による） ・他のまちの状況は? →恵庭、北広島、江別 共に 19600円（札幌市と同額） ・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないとならない →まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい ・日常生活用具について検討する場がある?～無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では?～まちプロと係長の懇談は? →担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 →相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも） ・まちプロは怖いものじゃないことを市に知つてもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知つてほしい。	・札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱が令和4年3月30日に改正。令和4年4月1日から施行されている。介護・訓練支援用具の特殊マットの中に「褥瘡防止マット」が追加され、エアーマット（基準額85,000円）も給付対象となつた。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/documents/nisseiguyoko202504.pdf （札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱（最近改正令和7年4月1日） ※一定の改善、及び共有が見られたため、一旦取組み終了。	主：制度 (市域) 副：行政 の仕組

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
78 (H27)	<p>児童の放課後等デイサービス支給日数について</p> <p>【困りごと】 生活全般に常時援助が必要な児童（IQ20未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほしい。</p> <p>現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりデイサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。</p> <p>重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質の高い療育を受けさせていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設げず支給している自治体もある。札幌市も児にあつた適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。 <p>【現状の対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童デイサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約日数を毎月調整し、支給日数を最大限に利用できるようにしている。 移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイトにしかなっておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性が薄い利用者もいる。 長期休業中や学校との連携に課題がある 児にあつた適切な支給量を決定することは、判断が難しいもの的重要なことである。 支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。 成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区） 	<p>【課題】 障害児にあつた適切な支給日数の決定について</p> <p>【取組提案】 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、27日への支給量を認める</p>	<p>【課題整理済】 児者関係なく、拡大だけじゃなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有</p>	<p>【平成30年度専門部会連絡会における課題整理】 札幌市とその都度話合いを行っていく。個別対応で支給量を決定しているが、放課後等デイサービスの区分が導入され、様々制度が変ってきた面もある。</p> <p>【令和5年度】 ・No. 52の記載と同様</p> <p>※一定の改善、及び共有がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：制度 (市域)

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
80 (H28)	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの息子と、身体疾患のある妻のみ。他、子供がかわるがわる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事援助35時間の支給決定を受けている。月～土までの起床介助と週3回の入浴介助（2名体制）で受け入れ可能な事業所がなく、少しでも受けられるところを受けてもらい続けた結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人員不足で撤退されるようなことがたびたびおり、自分で調整していくことが難しくなった。二度とこののような思いはしたくない、死活問題である。不安なので、一事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていきたいと希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。【相談】	<p>【課題】 介護保険対象者の上乗せ要件 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について</p> <p>【考え方される解決策】 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談室が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、コーディネート役は必要と判断できるケースであり、同様なケース（ex:重度訪問介護利用者で65歳以上となる方など）についての計画相談支援利用について、取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい</p>	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談以外とも役割分担が必要。 札幌市の支給審査基準に関係する課題。 『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。 相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。 ⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。 	<p>【参考1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札幌第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 <p>【参考2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（計画相談支援等マニュアル）において、介護保険サービス利用の方の計画作成について記載あり。 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：制度（市域） 副：介護保険への移行
81 (H28)	6歳の女児。8歳の姉、3歳の弟（発達障がい）、1歳半（発達障がい疑い）の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上の支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	<p>【課題】 短期入所の支給決定基準について</p> <p>【考え方される解決策】 現行の札幌市の基準では、原則7日／月の支給決定。これ以上増やす際の要件として、ア．介護者の長期不在、イ．同居者からの虐待、ウ．利用者の心身の状況が不安定、エ．施設入所待機の4要件しかない。31日／月の支給決定を受けようとする場合はこれらの厳しい条件があつても良いと思うが、そこまで必要なく、月10日、14日などの支給決定を受けたい場合には別な要件を整備した方が良いと思われる。 障第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた原則7日／月という縛りではなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するように示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。</p>	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市の支給審査基準に関係する課題。（80の見解と同じ） 『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。（80の見解と同じ） 	<ul style="list-style-type: none"> 支給審査基準に関する課題はたびたび提出されている。課題については、改めて障がい福祉課内で伝達・共有済み。 <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> さっぽろ障がい者プラン2024において、基本施策8「療育・教育の充実」のなかで「医療的ケア児レスパイト事業」「医療的ケア児等受入短期入所事業所補助事業」が新規事業として追加された。 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：制度（市域）

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
84 (H28)	<p>17歳養護学校高等部3年生。誕生日前だが夏休みに生活介護を体験利用したいために申請。通常の流れで区分認定も誕生日前に行い、決定時から3年間の支給決定がされる予定だった。</p> <p>在籍養護学校進路指導部の先生から連絡。</p> <p>昨年の卒業生で夏休みの体験時から相談支援事業所で計画作成をしてくれたが、学校としては卒後の行先が確定して、卒業前の12月、1月頃に移行会議を行なうことで相談支援事業所に連絡したところ、計画の担当者会議の時期ではないので参加しない、と断られたという事。</p> <p>制度だけを考えると確かに移行会議に参加する必要もなく、参加したところで報酬請求もできない。</p> <p>また、就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練は暫定支給決定期間があるのでこのような問題は起きづらいと思われるが、生活介護だけ暫定支給決定期間がなく3年間の支給決定がされてしまうため、大きなズレが生じてしまう。</p> <p>また、道教委?で決めた新卒者は誕生日に関わらず11月1日から申請というルールも全く意味をなさない。加えて、夏休みに計画作成をして、新規の場合当初3か月モニタリングの計画をたてたとしたら、実際に利用していないにも関わらず3か月間モニタリングをして報酬請求できてしまう。計画の意味もなく、現実的ではないと思われる。在学時には成人サービスの支給決定をしないというルールにも反する。【相談】</p>	<p>【課題】 高等部3年生の生活介護体験利用時の支給決定期間について</p> <p>【考え方される解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市として高等部3年生の在学時の支給決定ルールをもう少し整理した方が良い。 ・体験利用時の決定は、翌年2月末までなどにし、卒業後の正式利用時の支給決定を分けて決定したらどうか? <p>【補足情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際にには、区と調整して、2月で有効期間を区切ってもらった ・11/1の一斉申請ルールも、体験利用があれば意味が無くなっている <p>【同様のケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも今の札幌市のモニタリング期間に意味がないのでは~新規3か月は重要 ・モニタリング期間を柔軟に設定してもらっているケースもある 	<p>【課題整理済】 訓練等給付は暫定支給だが、生活介護は3年間の支給決定。 11/1から申請できるルールも体験利用があると11/1以前の申請となってしまうので見直しを。</p> <p>札幌市の支給審査基準に関係する課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談以外とも役割分担が必要。 ・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。 ・相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。 ⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。 	<p>※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：制度 (市域)

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
85 (H28)	<p>重度訪問介護を利用している単身寝たきり（原疾患脳性まひ）の女性。生活保護受給。尿カテーテルも常時留置、褥瘡もあることから訪問看護も定期だけでなく緊急対応が多い。</p> <p>元々マットレスやオーバーテーブル、車いすなど現状には合っていない状況もあり、新規購入を2年前から進めているが、認知機能の低下、知的能力の低さ、こだわりもあって本人拒否で購入できず。</p> <p>65歳の誕生日を機に介護保険に移行して福祉用具のレンタルで導入しようと考えたが、介護保険単位数の90%以上利用かつ50%以上が訪問介護という札幌市ルールだと、訪問看護の緊急訪問ができないくなってしまい、生命に関わることから、何度も区保健福祉課、保護課とも協議をして結局介護保険に移行せずに障害福祉サービスを使い続けるという事に。</p> <p>福祉用具については北海道心身障害者扶養共済（収入認定されないお金）が貯まっていたことから、ようやく本人も購入することに納得し導入に至る。しかしながら、使えない介護保険のために今後も保険料は払い続けなければならない。将来的に施設入所した時のための介護保険料であれば、在宅を支えるサービスにならない。【相談】</p>	<p>【課題】 65歳時の介護保険移行について</p> <p>【考え方の解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市の上乗せ要件の見直しをしてほしい。 ・たまたま事例の人はお金があったので福祉用具を購入できたが、保護課でも福祉用具に支給できる物品が限られているため、きちんと体に合った福祉用具を揃えることができない人が大勢いるのではないかと思われる。そのために体調悪化してしまうことも考えられる。 <p>【補足情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市ルールは平成12年の国通知からで古いもの <p>【同様のケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡2度以上で65才以上だと、訪問看護を医療保険で使えるのでは？ ・介護保険に移行できない時に障害で支給することあるが、国の監査で指摘されるともうできなくなるので、危うい。なので、制度を見直す方向で働き掛ける必要はある。 ・介護保険の第2号で生活保護でも、65才で介護給付に移行していないケースもある 	<p>【課題整理済】84の見解と同じ</p> <p>介護保険の上乗せ要件について、札幌市はずっと古い基準。</p> <p>緊急時の対応も難しいので、介護保険料を払いながら、障害のサービス利用している。</p> <p>特に肢体不自由の場合の上乗せ要件が厳しくなっている。</p> <p>市議会でも市長が改善しようかなと言っている段階。</p> <p>介護保険への移行を進めたいのは、65才を境に市の負担が倍位違う。</p> <p>国の事務連絡では、個人の状況によると柔らかく書いている。</p> <p>予算のこともあるので、札幌市としては変えられない。</p> <p>いわゆる65才問題については、まとめて考えないといけない。</p>	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 <p>※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：制度 (市域)

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
94 (H28)	33歳 女性 療育A 自閉症 計画相談を行い、居宅サービスを利用しての一人暮らし。 不眠による生活リズムが乱れはじめ、居室内でのアセスメント及び指示書の変更が必要。 また、感覚が過敏になりつつある。 厚生労働省では計画相談支援を利用しての強度行動障害の支援に関して、行動援護指示書作成に当たり自宅でのアセスメントが可能との返答だが、札幌市としてはこの利用に関しては利用は認めていないとのこと。 根拠としては右記にある定義および厚生労働省からのQ&A【相談】	<p>【課題】 計画相談支援を利用しての自宅内の行動援護指示書作成について</p> <p>【考え方される解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動援護の定義 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 外出時における移動中の介護 排泄および食事等の介護その他の行動する際に必要な援助 ※具体的には予防的対応・制御的対応・身体介護的対応 平成27年3月31日付 平成27年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ & A <p>【同様の事例】 重度訪問介護と居宅介護の併給を、平成18年の国のQ & Aで認めているが、札幌市としては認めていないというケースが複数あり。</p>	<p>【課題整理済】 居宅内の行動援護提供を札幌市が運用上認めていないが、認めて良いのでは? 札幌市が国のQ & Aのとおりの運用をしていない理由を確認。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2017/6運営会議で、札幌市担当者より、国の見解と同様の運用をしている旨の説明有り。 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：制度 (市域)

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
95 (H28)	48歳、女性、特発性大腿骨頭壊死症、うつ病。精神障害者保健福祉手帳2級。 難病症状悪化に伴って一人で歩くことや重たいものを持つことが困難になり、自分自身で買い物へ行きたいという思いから移動支援を申請。 しかし身体障害者手帳を所持していないため要件に該当せず。 精神障害者保健福祉手帳を所持していたため精神での申請を行ったがそちらも該当せず、結果申請取り下げすることとなった。 現在は家事援助にて買い物代行をヘルパーに依頼して生活しているが、やはり「自分で買い物に行きたい」という希望は持たれている。 現状では身体障害者手帳要件にあたらず、しかし病状は悪く、両足付け根の痛みが強いため外出はままならないといった状況で生活を送られている。 【相談】	【課題】 難病の方の移動支援申請に関して 【考え方される解決策】 平成25年4月より障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象になったことから、今後は移動支援事業においても身体、知的、精神のみの対象者要件から、難病を加えての対象拡大を検討していく必要性があると感じた。 【同様のケース】 手帳があっても、四肢体幹の記載が無いというケースある。手帳を取得するにも時間がかかると今が困る。	【課題整理済】 難病は障害福祉サービスの対象なのに、市の地域生活支援事業の対象になってない。加えて、手帳のない発達障害の方も移動支援の利用ができない。 難病の団体から同様の要望は出でていないのか?難病の方にニーズ調査もした方が良いのではないか。(障がい者プランの審議会には、難病領域からの参加を予定している) 難病連等と課題を共有し意見を聞く。 市の担当者からヒアリングやミニレクチャーをいただけないか依頼。 ⇒難病連より、同様のケースの課題を整理することができれば、難病連から運営会議で話すことは可能との回答あり。(2017/5運営会議) ・2017/6運営会議で札幌市担当者より説明有り。	【参考】 ・移動支援事業における対象者拡大及び移動支援ガイドランの改訂について（通知）【札障第3号／平成30年4月2日】により、難病者児に対象者拡大。 ※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取組み終了。	主：制度 (市域)
57 (H26)	P A制度の利用にあたり在宅にて1時間以上、重訪の利用をしなければならない。1ヶ月以上入院が必要な際には一時退院が必要となる。病院も1泊だけでは退院とならないとの事で2泊以上が必要、今回は胃瘻設置の手術で医療的介護が必要になつたため簡単に在宅に戻ってヘルパーを利用して生活とはならない。（相談25）	入院時のPA制度の利用について	【課題整理済】（カテゴリ変更による） ・制度確認の結果、重度訪問介護について、現状では「居宅で」とされている。	※障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、重度訪問介護の訪問先の拡大がされる（区分6のみ）。区分4、5の方は状況変わらないが、どのくらい対象となる方がいるかは不明。 ※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取組み終了。	主：制度 (国域)

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
21 (H25)	共通の趣味・興味（バンド、ガンダム、歴史等）を楽しめる居場所を探したいと思っても、情報を見つけられなかったり、あっても選択できる程サークル数がない。特に仕事が休みの土・日・祝日に活動しているサークルがない。（複数事例） 発達障がいが強くて、一般の人のサークルに馴染みづらい人の場合。（相談3）	・参加できるサークルの数自体が少ない。 ・サークル情報の集約がされていない。	<p>【課題整理済】 個別的な課題要素が強く、障がい福祉で対応が可能だろか、自立支援協議会として取り扱う事案としては難しいという意見が出ていた。一方で趣味・特技の情報について、事業所からお伝えするという対応になるのではという形で相談支援部会に課題を戻すことにする。 また、地域部会連絡会で、各地域部会へも課題を投げかけ、各地域での趣味・余暇活動の情報について確認をする。</p> <p>※地域部会連絡会（平成29年7月6日） 余暇活動情報の集約については、区民センターにサークルがあるとの話も出たが、各地域部会へも持ち帰り取り組めそうであれば、できることを実行していく。地域部会連絡会で経過の共有をすることとした。</p> <p>※相談支援部会定例会（平成29年6月28日） 課題が運営会議から相談支援部会へということについて報告。</p>	<p>【地域部会連絡会】 情報があればその都度連絡会の場で情報共有している。 ※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：個別的
109 (R1)	中途障がいの方、高齢の方の情報伝達のツールがない。【南区】	サポートファイルさっぽろを使うことはできないか。	<p>【課題整理済】 (2019年7月16日運営会議) ・就労事業所で利用者を受入れる場合、障がいに関する情報以外のもの（財産、権利擁護）についてはわからないことが多い。利用者に説明し親亡き後のファイルについて記載をするように工夫している事業所もある。 全体的に統一した書式にするのは難しいが、相談支援事業所やサービス提供事業所等でできるところから行われてきている。すぐに整えるのは難しいが、できる範囲で行うようにしていくしかない。</p> <p>・南区地域部会でも引き続き、できることはないか検討を続けていく。</p> <p>・各事業所や他地域の取組みの情報共有から何かわかるかもしれないで、地域部会連絡会でも情報交換をしてみる。</p>	<p>【令和元年8月21日地域部会連絡会】 ・課題について共有し、各区で取組みがある場合は、都度情報共有をしていくことで合意。 ※一定の共有が行われたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
2 (H24)	事業所で製作している製品の売り上げ向上、販路拡大等に関する困りごと。（東区2）	東区地域部会の取り組みとして、販売促進手段の検討や成功事例の勉強会を行う。		【部会内にて解決済み】	
10 (H24)	※個別ケース及び東区地域部会内の取り組みのため詳細は記載ません（東区10）	個別ケースとして、行動援護を利用できることがわかり一旦終結。		【部会内にて解決済み】	
12 (H24)	※個別ケース及び東区地域部会内の取り組みのため詳細は記載しません（東区12）	支援者の知識向上のため、生活保護制度についての研修を行う。		【部会内にて解決済み】	